

令和5（2023）年度
オープンイノベーションプロジェクト
支援補助金
募集案内

○募集期間

令和5（2023）年5月15日（月）～7月31日（月）

○応募先及びお問合せ先

公益財団法人 栃木県産業振興センター

産業振興部 次世代産業支援チーム

〒321-3226 宇都宮市ゆいの杜1丁目5番40号

TEL 028-670-2608 FAX 028-670-2611

※ 応募を検討される方は、事前にご相談ください。

令和5（2023）年5月

公益財団法人 栃木県産業振興センター

募集要領

1 目的

この事業は、未来3技術（AI・IoT・ロボット、光学、環境・新素材）を活用した戦略3産業（自動車、航空宇宙、医療福祉機器）等における課題（生産性向上、コスト削減、高付加価値化、新分野進出等）の解決に向けた取組について、連携の高度化を目指すための体制構築から、最適な研究開発メンバーによるプロジェクト形成、研究開発実施までを支援することにより、県内中小企業の生産性向上、競争力強化及び産学官金のオープンイノベーションプロジェクトの創出を目的とします。

2 対象者（申請者）

「とちぎ産業振興協議会」及び「とちぎ未来技術フォーラム」の会員、もしくは入会を希望する、県内に事務所または事業所を有する中小企業者とします。

※中小企業者は、中小企業基本法(昭和38年法律154号)第2条に規定するものです。

なお、「みなし大企業」に該当する中小企業者は対象となりません。

○ みなし大企業の定義（下記のいずれかに該当する場合）

- ・ 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人
- ・ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人
- ・ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を含めている法人

3 対象事業

未来3技術（AI・IoT・ロボット、光学、環境・新素材）を活用した戦略3産業（自動車、航空宇宙、医療福祉機器）の課題（生産性向上、コスト削減、高付加価値化、新分野進出等）解決のためのオープンイノベーションによるプロジェクト事業（研究課題等を、中小企業者が中小企業者・大学・公設試等の研究機関と連携して行う事業等）とする。

4 補助限度額、補助率、採択予定件数、補助期間

補助限度額	補助率	採択予定件数	期間
500万円 (1カ年度につき250万円)	10／10	2件程度	2カ年度

※翌年度以降の継続補助を約束するものではありません。（翌年度以降の補助については、再度申請していただく必要があります。）

5 補助対象経費

- ・交付決定日（令和5（2023）年9月予定）以降に発生（発注）した経費で、補助事業期間完了までに終了（支払）した経費が対象となります。
- ・連携体の形成、研究開発、試作品開発、販路開拓等に必要な資金です。具体的には、下記のとおりです。

- ・プロジェクトメンバーに対する連携体活動経費の支出については、前払金及び概算払い等は補助金の対象になりません。（事業期間完了までに精算が済んだ経費が対象となります。）
- ・機械装置等で汎用性があり、目的外使用の見込まれるものについては、補助の対象なりません。
(例：パソコン、プリンター 等)
- ・本補助事業に係る消費税及び地方消費税、振込手数料は、対象なりません。
- ・補助金は、事業終了後に実施する検査等を経てお支払いする精算払い（後払い）です。

■対象となる経費の内容

区分	内 容
連携体制構築費	<ul style="list-style-type: none"> ・スタートアップ企業などの連携協業先を探し出し、オープンイノベーションを実施する体制を構築するための経費 <p>※連携体活動費と合算して、補助金総額の 50%を上限とする。</p>
連携体活動費	<ul style="list-style-type: none"> ・連携体構成員が分担する事業（分担課題）の実現に必要な経費（一般管理費を含む。） ・連携体構成員が購入する 10 万円以下の機械装置費、消耗品・原材料費、外注加工・委託費の購入に要する経費 <p>※見積書等により積算根拠を明確にすること。</p> <p>※連携体制構築費と合算して、補助金総額の 50%を上限とする。</p>
機械装置費	<ul style="list-style-type: none"> ・機械装置、工具器具、機械要素部品等の購入・借用に要する経費 ・試作する装置等の部分品・構成品として使用する場合を除き、単独で機能する借用可能な装置、器具等は、原則としてリースまたはレンタルすること。 <p>※補助金総額の 50%を上限とする。</p>
消耗品・原材料費	<ul style="list-style-type: none"> ・消耗品は、短期間（1 年未満）の使用、消費等によって性質、形状を失うもので、10 万円未満のもの。 ・プロジェクト事業で使用する消耗品、原料、材料等の購入に要する経費 <p>※見積書等により積算根拠を明確にすること。</p>
外注加工・委託費	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト事業に必要な原材料の再加工及び設計等を外注及び委託する経費 <p>※補助金総額の 50%を上限とする。</p>
技術指導受入費	<ul style="list-style-type: none"> ・技術指導を受けた者への納付金等の経費
知的財産権導入・取得費	<ul style="list-style-type: none"> ・当該研究開発に関する特許等の取得に要する弁理士の手続き代行経費や翻訳料などの経費（連携体構成員以外からのライセンシングに限る） <p>※今回の研究開発等の成果に係る発明等でないものは対象外。</p> <p>※知的財産権の取得に要する経費のうち、下の経費については対象外。</p> <ul style="list-style-type: none"> －日本の行政庁に納付される出願手数料等(出願料,審査請求料,特許料等) －拒絶査定に対する審判請求又は訴訟を行う場合に要する経費 <p>※他の制度により知的財産権の取得について支援を受けている場合は、本経費に計上できない。</p> <p>※国際規格認証等の取得に関する経費は、対象とする。</p>
マーケティング調査費	<ul style="list-style-type: none"> ・マーケティング調査、展示会出展等に要する経費
その他の経費	<ul style="list-style-type: none"> ・試験、検査、実験及びデータの分析、解析、測定等に要する経費 <p>※試作品評価、機械の使用料・テスト費用</p>

6 補助金交付対象事業の決定

- ・補助金交付対象者の決定は、下記の8項目について審査委員会で厳正かつ公正な審議を経て理事長が決定します。
 - (1) ニーズ・課題・目標が明確であり、解決に向けた取組となっているか。
 - (2) 外部リソースの効果的活用を組み入れたプロジェクトであるか。
 - (3) 連携関係の構築、発展が見込めるか。
 - (4) オープンイノベーションのモデル事業として、普及・啓蒙の効果が期待できるか。
 - (5) プロジェクトに技術の融合等による革新や新規性・優位性等が認められるか。
 - (6) プロジェクト遂行のスケジュールに無理がなく、妥当であるか。
 - (7) プロジェクトに要する経費の額は妥当か。
 - (8) 事業化が見込めるかニーズ・課題が明確であり、解決に向けた取組となっているか。
- ・申請者の方には審査委員会（令和5（2023）年8月予定）に出席していただき、事業の概要等についてプレゼンテーションを行っていただきます。
- ・審査結果につきましては、申請者全員に書面で通知します。
- ・結果の理由に関するお問い合わせは、一切応じかねますのでご了承ください。

7 補助事業者の義務

- ・補助金の交付を決定した案件につきましては、企業名・テーマ等を公表します。
- ・2カ年度のプロジェクト事業となりますので、年度ごと（3月10日まで）に実績報告を提出していただきます。また、4月に2カ年度目の交付申請書を提出していただきます。
- ・本事業の内容の変更、中止など申請のテーマどおりの遂行ができない場合は、理事長あて速やかに報告してください。
- ・補助金交付にかかる収入支出を明らかにした帳簿を備え、領収書等の証拠書類を添えて、事業終了年度の翌年度から5年間保存してください。
- ・本事業について、テーマの変更等で理事長が不適当と認めたときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消します。
- ・本事業の成果については、県事業等で発表していただきます。
- ・事業終了後2年間は、その後の取組状況等について報告をしてください。

応募手続

1 応募方法

所定の書類に必要事項を記入の上、補助資料等(会社案内を含む)を添付して、提出してください。

【提出書類】

- ①事業計画申請書（様式1号）
- ②プロジェクト概要書（様式第2号）
- ③プロジェクト経費予算書（様式第3号）
- ④応募者を確認できる書類

(ア)法人、LLP・・・定款又は契約書の写し、及び登記簿謄本
(創業予定の場合 個人→応募者の住民票又は運転免許証の写し
法人→応募者の定款の写し及び登記簿謄本
また、創業後は、速やかに定款又は契約書の写し及び登記簿謄本を提出してください。)
(イ)個人・・・税務署への開業届の写し
(創業予定の場合は、住民票又は運転免許証の写しを提出してください。また、創業後は、速
やかに開業届の写しを提出ください。)
⑤直近の決算書の写し (創業予定の場合は、今期の予算書及び決算見込を提出してください。)
⑥補助資料等 (会社案内や事業内容が分かる資料等) がありましたら添付してください
⑦経費内訳の根拠となる資料 (1ヵ年度目予算の見積書、価格表等) などを添付してください。

提出書類の様式は、振興センターHPからダウンロードできます。

<http://www.tochigi-iin.or.jp/index/3/42.html>

※提出された書類等は一切返却いたしませんので、予めご了承ください。

2 応募の締切り

令和5(2023)年7月31日(月) 17時【必着】

3 応募先及びお問合せ先

〒321-3226

宇都宮市ゆいの杜1丁目5番40号

公益財団法人栃木県産業振興センター 産業振興部 次世代産業支援チーム

TEL 028-670-2608 FAX 028-670-2611

E-mail : jisedai@tochigi-iin.or.jp

※ 応募を検討される方は、事前にご相談ください。